

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（通知）」の一部改正について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年12月3日、厚生労働省は、『「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（通知）」の一部改正について』（令和7年12月3日、年企発1203第1号）を発出し、「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（通知）」（令和3年9月1日、年企発0901第2号）（以下、「算定通知」）の一部改正が行われました（適用日：2025年12月3日）。

これは、「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令」（令和3年厚生労働省令第150号）（以下、「算定省令」）における「標準的な加入者」や「厚生労働大臣が認める算定方法」等の取扱を明確にすることを目的としたものです。

なお、本件は2025年10月22日から2025年11月21日までパブリック・コメントに付されていたものです。

※「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（通知）」（令和3年9月1日、年企発0901第2号）及び「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A」厚生労働省 HP

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000885355.pdf>

※パブリック・コメント結果公示画面

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250243&Mode=1>

【改正の概要】

- ・算定省令第3条第1項第1号に定める「標準的な加入者」の明確化
 - － 財政方式を加入年齢方式としている場合の「標準的な加入者」を、標準掛金の計算に用いたものとするを明確化

- ・積立金の額を考慮して標準掛金を計算する場合の他制度掛金相当額の算定方法の明確化（算定通知Q&A、番号11）
 - － 財政方式を加入年齢方式又は開放基金方式とし、積立金の額を考慮して標準掛金を計算する場合、積立金の額を考慮せずに標準掛金を計算する場合と同様の方法で算定することを明確化

- ・加入年齢方式、開放基金方式及び閉鎖型総合保険料方式以外の財政方式としている場合の他制度掛金相当額の算定方法の明確化（算定通知Q&A、番号11-2）

- ・算定省令第4条に定める、他制度掛金相当額の算定が困難であると厚生労働大臣が認める場合の明確化（算定通知Q&A、番号12）
 - － システム等の実務面の制約により算定が困難な場合であり、例えば閉鎖型総合保険料方式において、将来分と過去分の通常予測給付現価を分けることが困難な場合が該当

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社 団体年金部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202512-170-0381-D